

代議員の選出スケジュールなどの申し合わせ

代議員の選出スケジュールなどについては、下記の通り申し合わせる。なお、この申し合わせについては、実施年ごとに理事会において確認を行う。

1. スケジュール：

1) 選挙管理委員会設置：10月1日までに設置

代議員選挙公示前の1ヶ月前までに組織（総務運要 15 選挙管理委員会運営要綱第3条1項）

2) 理事会（10月初中旬）：代議員定数の確定

概ね正員 200 人の中から 1 人の割合をもって社員とする（端数の取扱いは理事会で決定する：定款第5条3項）

3) 選挙管理委員会開催（10月理事会以降）

審議内容：代議員の定数，代議員の任期，代議員立候補受付期間，投票期間，その他必要な事項

4) 代議員立候補公示：11月1日～11月20日（20日間）

選挙管理委員会は代議員任期が満了となる日の3ヶ月前までに、代議員立候補受付のための公示を行わなければならない（総務・運要 15 選挙管理委員会運営要綱第5条）

5) 代議員立候補受付：11月21日～12月中旬

6) 被選挙人の確定（選挙管理委員会が代議員選挙立候補届出を基に確定）：12月中旬

7) 投票：1月中旬～2月中旬（役員選挙と併せて行う）

8) 開票，集計：2月中旬以降（役員選挙と併せて行う）

9) 選挙管理委員会の開催，代議員選出：2月下旬～3月初旬

10) 結果公開（学会HPに結果を掲載）：2月下旬～3月初旬

11) 委嘱状発行：2月下旬～3月初旬

（改廃等）

1. 令和2年10月8日，理事会において承認制定